	三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
鉄鋼スラグおよびその混合物 （液状化するおそれのないもの）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
鉄鋼スラッジ （液状化するおそれのないもの）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
電気炉系乾ダスト	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
電気炉系ダスト （造粒されたもの）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
陶磁器くず等破砕品	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
土砂 （瓦礫、コンクリートガラ、砂利等が混合したもの）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
土砂 （建設工事用）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　船積み前、船積み中に波高が1.5mを超えるおそれがないことを確認すること。 三　航海開始前、航行予定海域の波高が1.5mを超えるおそれがないことを確認すること。
ばいじん （製紙スラッジ焼却湿灰）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
ばいじん （中和湿灰）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。